

美祢市監査告示 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査（財務・工事監査 1 月～2 月分）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別紙により公表する。

令和 8 年 3 月 25 日

美祢市監査委員 重 村 暢 之
同 竹 岡 昌 治

令和7年度定期監査（財務・工事監査1～2月実施分）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

3 監査の対象

（1）財務監査

美東総合支所

以上1所属

（2）工事監査

農林課、建設課、施設課、教育総務課（給食センター）、秋芳総合支所、美東総合支所

以上6所属

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和7年度における監査の実施に当たって、財務監査については、「財務に関する事務の執行」、「経営に係る事務の管理」、「行政事務等の執行」などが適正になされているか（合規性）、計数等に誤りはないか（正確性）、最少の経費で最大の効果を上げているか（経済性、効率性、有効性）という観点を重視するとともに、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意した。監査計画に基づき、経営感覚を持った事業実施、高いリスクが想定される事務事業等に着眼し、適正な事務の執行がなされているかについて、関係資料の試査並びに照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、決算審査及び例月出納検査の結果と連携した監査を実施した。

工事監査については、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から、法令等に基づき、手続きが適正に執行されているか、計画、設計、積算、施工等の各段階において不経済な支出や施工不良等がないか、技術面から当該工事が適正に行われているかなどに重視し、監査を実施した。

なお、監査の指摘事項等については、改善を図ることを目的とし、措置状況の報告を求める。

5 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局及び現地

日程 令和7年1月21日から2月2日まで

6 監査の結果

関係資料のうち、試査及び照査により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善、是正を要する事項が見受けられたので、所要の措置を講ずるよう求める。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭で改善を求めた。

7 指摘事項等の内容

(1) 財務監査 別紙1

(2) 工事監査 別紙2

令和7年度定期監査（財務監査：出先）結果

別紙1

所属	指導事項	検討事項	意見要望
美東総合支所	特になし	特になし	特になし

(分類：①設計、②積算、③事務、④施工、⑤その他)

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
農林課	災害復旧工事全般について	—	—	—	③農林課の発注した災害復旧工事は、指名競争入札を執行した結果、全業者の入札辞退により不調となった工事が多いため、農林課では、別ファイルにて、不調工事の入札執行状況を管理している。このことについては、問題はないが、工事ごとの設計図書に不調になった入札執行調書を再度行う起工伺に添付することで、入札の経緯が明確になるので、今後、そのようにされたい。
	柳井川③④水路(11-105, 106)災害復旧工事	—	③工期延伸申請書が添付されていなかった。	—	—
	平国木農地(11-5)災害復旧工事	—	⑤工事看板について、本工事は災害復旧工事であるが、ほ場整備工事となっていた。 ③検査職員による検査時の状況写真が添付されていなかった。	—	—
	下山①②水路(11-117, 118)災害復旧工事	—	③監督職員の選任通知書が添付されていなかった。 ③工事完成時の書類として、完成通知書、写真また検査書類として、工事技術検査復命書が添付されていなかった。	—	—

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
農林課	梅香④農地(11-13)災害復旧工事のほか竜現地水路、柳井川⑤⑥水路、杉谷水路、梅香①③農地、岩永市水路、清水田②水路の各災害復旧工事 7件	—	③7件の工事について、見積もりによる随意契約では、見積徴収調書による決裁でなければならないところ入札執行調書で決裁されていた。	—	—
	杉谷農地(11-8)災害復旧工事のほか柳井川①②水路、竜現地水路、柳井川⑤⑥水路、西の浴水路、林道滝の奥線の各災害復旧工事 6件	—	③6件の工事について、引取証が添付されていなかった。	—	—
	高山農地(11-17)災害復旧工事	—	—	—	④12月まで約9か月の工期延伸をしているが、7月で完成している。早期に完成したことは問題ないが、延伸する期間については、地元及び受注業者と十分な協議の上、期間を決定されたい。
	根越水路(11-113)災害復旧工事	—	—	—	④上段工事と同様に大幅に工期を延伸しているが、実際には当初契約工期から約1か月後に竣工している。工期延伸の考え方を整理されたい。
	江の河原農地・水路(11-3, 110)災害復旧工事	—	—	—	④水路上部の法面の圃場側に張芝を施工することで、水路護岸としての機能を有することができたと思われる。

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
農林課	西の浴水路（11-112）災害復旧工事	—	③工事技術検査復命書に検査員の所見が記述されていなかった。 ③二次製品使用の打合せ簿で、発注者欄に現場代理人が署名しているにもかかわらず、決裁されていた。	—	—
	林道滝ノ奥線単独災害復旧工事	—	①変更設計書の工事概要の記述について当初数量と変更数量が逆であった。 さらに工事技術検査復命書でも変更前の数量が記述されていた。	—	—
	美祢市林道災害復旧工事	—	③監督職員の選任通知書が添付されていなかった。	—	—
建設課	美祢市旧庁舎解体工事	—	①解体後の仕上げで真砂土を敷きならしたが、外構工事の発注後、掘り返しが行われていた。設計時と入札後の着工にはタイムラグはあるものの計画性に欠けていたと思われる。	—	—
	美祢市新庁舎屋外整備工事	—	—	—	①約12%の増額変更の内容から設計段階で調査不足であったと思われる。設計時の事前調査を徹底されたい。
	美祢市新庁舎別館前庇工事	—	—	—	①意匠的に美秋林を使用し、地域性を取り入れた構造ではあるが、庇の本来の用途から経済性も考慮、考察する必要があったのではないかと考えられた。

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
建設課	白岩川河川災害復旧工事	—	③契約書の収入印紙が5千円でよいところ1万円の印紙が貼付されていた。	—	—
	迫川河川災害復旧工事	—	—	④復旧工事の優先度を勘案し、発注したと思われるが、発注後、隣接圃場の翌年の収穫が理由で、工期を約1年間延伸し、結果的に施工は翌年度の施工となっている。また入札においては2社以外は辞退している。これらの状況から今後は多発する災害復旧を行う場合は翌年度の発注にするなど発注の平準化、業者の受注機会の安定化、年度末の繁忙期の回避等を図るよう検討されたい。	—
	真木川（2）河川災害復旧工事	—	—	—	①2回目の変更内容が施工重機の選定が現場状況に合わなかったことや再測量が必要になったこととなっている。今後は可能な限り、設計段階で、現場踏査を行うよう努められたい。
	市道川平線道路災害復旧工事	—	③入札、契約書の前に前払金請求書がファイルされているなど事務手続きに沿ったファイリングがなされていない。	—	—
	市道持田大向線外道路災害復旧工事	—	③補道災929号の設計書に課長印が押印されていない。 ③変更設計書の表紙について、807号、929号いずれの設計書も変更設計書ではなく、合冊の設計書についても同様に起工設計書となっていた。	—	②当初の積算で数量（大向線の路肩C0）が2重チェックされているにもかかわらず、変更設計時に誤りが判明していた。今後のチェックについては、起工段階で図面及び数量表と照らし合わせたチェックをされたい。

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
建設課	市道河原上線道路 災害復旧工事	—	①変更設計について、支障木伐採・集積を計上しているが、施工代価による単価根拠がなかった。	—	—
	栗ヶ原川河川災害 復旧工事	—	③工期延伸後の工程表では7月から工事に着手しているが、監督職員の選任が、10月末となっていた（約款上、特に専任の期日の定めはないが、既に工事は開始されている状況下であった。）。	④L=3.4mの箇所と推察するが、竣工及び検査時の写真からブロックの設置状況と調整コンクリート打設状況に強度的な問題はないと思われる。出来形と出来ばえについては、ブロックの割付や丁寧なコンクリート打設を検討されたい。	—
	市道長登線道路災 害復旧工事	—	④延伸願いについて、延伸期日と添付された工程表が合致していなかった。提出工程表は、9月以降の工程がないため、12月を延伸期日とした根拠が不明瞭であった。	—	—
	市道厚保小学校線 道路災害復旧工事	—	③変更設計書が、起工設計書となっていた。	—	—
	市道奥畑線道路災 害復旧工事	—	③設計図書の簿冊の時系列に沿った綴りについて 査定→起工→積算の誤りが発覚→国へ設計変更→国の同意→再度起工→入札であるが、この時系列に沿ったファイリングについて以下について修正されたい。 ・修正前の起工設計書並びに起工伺の添付。 ・国への協議決裁は起工と同等の決裁区分。 ・修正後の起工伺の摘要欄に再度起工した理由を摘要欄に記述。 ③変更設計書の表紙（単独工事費が記述されている表紙）が起工設計書となっていた。	—	—

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
建設課	奥原川（1）外河川・道路災害復旧工事	—	④延伸願いについて、延伸期日と添付された工程表が合致していなかった。提出工程表は、11月以降の工程がないため、12月を延伸期日とした根拠が不明瞭であった。	—	—
	水神川外河川災害復旧工事	—	—	—	③本工事は河川・道路災害の合冊工事となっている。このような合冊工事の工事名は「河川・道路災害復旧工事」となっているので、以降統一されたい。
	草井川川（2）河川災害復旧工事	—	—	④BP+17mよりEPまで天端及び縁切り周辺のブロックの割付について、強度が保持されている調整コンクリートが他のスパンに比べ、打設量が多い。出来栄えにも配慮するよう検討されたい。	—
	柳井坊線道路災害復旧工事	—	—	—	①法枠の直高が10m以上あるので、市道通行の安全上、法枠の天端（道路の路肩）にガードレール等の安全施設を設置すべきだと思われる。
	麦川川（1）外河川・道路災害復旧工事	—	③本工事とは違う工事の工事成績評定結果及び通知の決裁が添付されていた（本工事の上記書類は添付されている。）。	—	—
	市道西の浴中村線道路災害復旧工事	—	③工事費等変更承認伺の工期について当初欄に変更後の工期が記述され、変更後の工期が未記入であった。	—	—
	市道引塚線道路災害復旧工事	—	③工事費等変更承認伺の工期について当初欄に変更後の工期が記述され、変更後の工期が未記入であった。	—	—

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
建設課	市道藤ヶ河内桑原線（藤ヶ河内第一橋）橋梁災害復旧工事	—	—	①橋長が7mあるが、ボックスカルバートと通常の橋台と床版橋の経済比較を検討されたい。	—
	西畑川（1）外河川災害復旧工事	—	—	—	①令和6年1月の1回目の入札が不調。結果3回の入札不調の上、半年経過した6月に随意契約となっている。分離発注や発注時期等を検討すべきだったと思われる。
	麦川川（2）河川災害復旧工事	—	④受注者からの工期延伸願いに添付する工程表が後半の10月から12月がないものを受理していた。さらに次の工期延伸の工程表の延伸前が間違っているものを受理していた。	—	—
	道路メンテ市道共栄線（共栄橋）橋梁補修工事	—	④現地で材料確認（検収）を監督職員が行うが材料だけの写真しかなく、監督職員が、現地立会したのか不明瞭であった。	—	—
	道路メンテ市道大滝線（大河地橋）橋梁補修工事	—	③契約書の収入印紙が5千円でよいところ1万円の印紙が貼付されていた。	—	—
	市道竜が森線舗装工事	—	—	—	⑤市の管理施設ではあるが、終点に1軒の家屋（建築後年月が経過している家屋）しかなく、今まで未舗装での生活をされていたと思われるが、今時点で舗装の必要性があったのか。不陸整正後砕石補充と転圧でよかったのではないかと思われる。
	市道真名市線外安全施設整備工事	—	③監督職員の選任通知書が添付されていないかった。	—	—

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
建設課	市道内川線外照明整備工事	—	—	④毎月の履行報告書には、出来高がわかる写真を添付するよう検討されたい。	⑤設計書に照明整備の年次計画があるので、当初予算に計上されていたと思われる。繰り越すのではなく年度内に完成させるよう努められたい。
	市道石入台山線舗装補修工事	—	①コンクリート舗装で、気温や湿度等の影響はあるが一般的なコンクリート強度日数である28日強度を考慮せず、短い工期設定となっていた。	—	—
	市道徳定北川線街路灯整備工事	—	③完成時の写真が添付されていなかった。	—	—
	市道北河内小野線道路維持工事外に伴う測量設計業務	—	⑤本業務の担当者が、検査職員に代わり検査を行っていた。	—	①変更契約について、測量、設計業務の内容が大幅に変更され、さらに調査業務が追加となっている。ある程度の変更は、やむを得ないが、当初の設計時に設計の趣旨や目的をしっかりと定めた上で、起工設計とされたい。
	四郎ヶ原川外災害復旧に伴う測量設計業務	—	—	—	③設計者が変更設計を行う場合、その変更理由を記述するが、決裁段階で、指摘や訂正があった場合は、設計者はその都度あるいは最終的に変更理由を訂正されたい。
	鬼笑亭解体工事設計業務	—	③引渡書、引渡証が添付されていなかった。	—	—

(分類：①設計、②積算、③事務、④施工、⑤その他)

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
上下水道局	上野・秋吉地区水道統合整備事業上野方面配水管布設工事	—	—	—	①水道管の埋設は道路に埋設することが多く所有者（管理者）の占用許可を得なければならない。舗装の復旧においては設計に路床のCBR試験を計上し、そのデータから道路構造令に該当する舗装厚を決定されたい。
	上野・秋吉地区水道統合整備事業河原方面流量計設置工事	—	—	—	①引込柱の高さを変更していることについて、現地確認が可能と思われるので、今後、設計段階でしっかりと現地確認をされたい。
教育総務課	美祢市学校給食センター建設工事監理業務	—	③ 1 回目の工期延伸の延伸願いが添付されてなかった。	—	④ 1 回目の工期延伸は、他工事の影響がありやむを得ないと思われるが、この変更要因を前提に約5か月間、8月25日までを工期末としたことによって、延伸原因が収束したにもかかわらず、さらに約1か月の工期延伸を行わざるを得なかった。これについては、市の監督職員や工事業者との工程管理に関する監理業務の徹底が希薄であったと思われる。

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
秋芳総合支所	美祢市秋芳総合支所外建設工事	—	<p>③本工事は共同企業体を組織し、一般競争入札による受注者を選定しているが、指名審査会での選定理由や結果が添付されていないため入札方法の経緯等が不明であった。</p> <p>⑤完成検査において、検査調書に記述する請負金額が当初の請負金額となっていた。</p>	<p>④工期延伸の当初の変更理由と後に訂正された変更理由の2つの理由書が簿冊に添付されている。差し替えるか、両方を組み合わせるか、いずれにせよ理由書は1つしかないのので今後残す資料として検討されたい。</p>	<p>①③④9月市議会定例会で議員提出議案2号が提出され3点の留意事項が示された。1について発注者は常に施工状況を把握し、問題が発生した時は、熟慮し、早期に適切な対応をされたい。</p> <p>2について工事の進捗に応じて契約の変更が伴う事象か否かを慎重に精査し判断されたい。</p> <p>建築工事においては、土工、基礎工、躯体工、鉄骨工、内装工、電気設備、機械設備など10以上の工種が同一場所で施工する関係上、全ての工種が関連する。工期の前半に問題等が発生した場合、後半にも大きく影響することを十分認識し、工期の遅れを解消するための協議や指示又は判断を早期に熟慮し、適切に判断されたい。</p>
	美祢市秋芳支所外建設工事監理業務	—	<p>③委託料の減額について、確認書で減額の合意はされているが、減額変更契約が添付されていなかった。</p>	—	<p>①④⑤9月市議会定例会で議員提出議案2号の記3について設計時に問題のあった防火設備の見直しの対応その他、設計内容と現場施工の調整などに不測の時間を要した。結果、現場が指示待ちとなり施工に遅れが生じ、その費用が発生した。施工を監理する業務としての対応策としては、人員を増員するなどの対応で解消できたことだと思われるが、そのような措置を講ずることのないまま工期延伸となったことは、受注者の対応が怠慢であったと言わざるを得ない事象であった。</p>

所属	工事名（業務名）	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
美東総合支所	美祢市美東総合支所建設工事	—	<p>③本工事は共同企業体を組織し、一般競争入札による受注者の選定をしているが、指名審査会での結果が添付されていないため経緯が不明であった。</p> <p>③起工時に指名審査会の依頼通知書が添付されていなかった。</p> <p>令和5年度の出来高払いについて、受注者から数量は提出されているが申請書類が添付されていなかった。</p>	—	<p>⑤旧美東保健センターを利活用した計画と設計は経済的に評価できる。</p> <p>①美秋林を適度な使用、また天井を設置せず梁等の構造部材を露出した設計は地域のまちづくりセンターとしての意義を踏まえた意匠であり評価できる。</p> <p>③一般競争入札であるが、1共同企業体のみ参加であり、競争性が担保されていない。入札のあり方を検討すべきであった。</p>
	美祢市美東支所外建設工事監理業務	—	<p>③令和5年度の出来形払いについて受注者からの出来形申請が添付されていないが、出来形の積算及び検査が行われていた。</p> <p>③出来形設計書の業務委託名が間違っており、さらに決裁印が押印されていなかった。</p>	—	<p>⑤随意契約の理由書の記2で設計されたトラス構造が設計業務を受注した者以外では、管理できないとあるが、他社でも構造上、管理できないとまでは言えないと思われる。</p>